

平成22年3月11日

佐野市告示第32号

佐野市公益通報に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この告示は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に定めるもののほか労働者からの公益通報について必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令の遵守を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、次項に定めるものを除き、法の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 労働者 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（佐野市職員等の公益通報に関する要綱（平成22年佐野市訓令第2号）第2条第2項に規定する職員等を除く。）をいう。

(2) 通報窓口 公益通報を受け付ける窓口をいう。

(3) 所管課 通報対象事実に係る処分又は勧告等の事務を所掌する課等をいう。

(公益通報)

第3条 労働者は、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があるときは、通報窓口に対して公益通報を行うものとする。

(通報窓口等)

第4条 行政経営部行政経営課に通報窓口を置く。

2 通報窓口は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 公益通報の受付及び相談に関すること。

(2) 所管課との連絡調整に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公益通報に関し必要な事務

3 公益通報が所管課にあったときは、当該所管課がこれを受け付けるものとする。

(従事者の義務)

第5条 公益通報の処理に従事する職員又は従事していた職員は、当該職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 公益通報の処理に従事する職員は、自らが関係する公益通報の処理に関与してはならない。

(公益通報の方法等)

第6条 公益通報は、書面、電子メール、ファックス又は面談により行うものとする。

2 公益通報として通報しようとする者は、当該通報しようとする者の氏名及び連絡先をできるだけ明記するとともに、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

(1) 通報対象事実の発生した日時及び場所

(2) 通報対象事実の具体的な内容

(3) 通報対象事実に係る証拠の具体的な内容

3 市長は、当該通報対象事実について市長が処分又は勧告等をする権限を有しないと認めるときは、遅滞なく公益通報をした者（以下「公益通報者」という。）に権限を有する行政機関を教示しなければならない。

(調査の実施)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、通報対象事実について調査するものとする。

2 前項の規定による調査は、公益通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく必要かつ相当であると認められる方法により行うものとする。

(調査結果に基づく措置)

第8条 市長は、前条第1項の規定による調査により、通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

(措置結果等の通知)

第9条 市長は、通報対象事実についての調査の結果、措置及び是正内容を公益通報調査・措置結果通知書（別記様式第1号）により、遅滞なく公益通報者に通知する。

2 市長は、前項の規定による通知に当たっては、利害関係人の営業の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しなければならない。

(公益通報以外の通報の取扱い)

第10条 市長は、公益通報以外の通報（第6条第3項に該当する通報を除く。）があったときは、法による保護が適用されないことを説明した上で次により取り扱うものとする。

(1) 公益通報に準じた取扱いをすべきであると判断するときは、公益通報に準じて適切に処理するものとする。

(2) 前号以外の場合は、情報提供として取り扱い、必要な措置を行うものとする。

(他の機関等との協力)

第11条 市長は、公益通報の処理について他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

(運用状況の公表)

第12条 市長は、公益通報の件数等の運用状況を毎年度公表するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第9条関係）

公益通報調査・措置結果通知書

第 号
年 月 日

様

佐野市長



受付日	年 月 日	受付番号	
調査結果			
措置の内容及び 是正結果			
その他参考事項			
問合せ先			